

外国への特許等の出願を支援します！

外国への特許、実用新案・意匠・商標・冒認対策商標の出願に要する費用の一部補助を行います！

海外出願支援補助金のご案内

募集期間

令和6年5月27日(月)～6月21日(金)

郵送(消印有効)

※事務局への持ち込み不可

1 応募資格

(1)対象となる企業等(詳細は、公募要領「1 応募資格」「(1)対象となる中小企業等」参照)
三重県内に事業所を有する中小企業者等(みなし大企業は除く)。

(2)対象となる出願(詳細は、公募要領「1 応募資格」「(2)対象となる出願」参照)

交付申請書の提出時点において、既に日本国特許庁に行っている【特許・実用新案・意匠・商標(冒認対策商標)】出願であって、交付決定日から令和7年1月末日までに、次のいずれかの方法により外国特許庁等へ国内出願と同一内容で行う出願及び支払が完了したもの。

① パリ条約等に基づき優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法。

② 上記方法以外の【特許・実用新案】PCT出願(国内移行手続)、【意匠】ハーグ協定に基づく出願、【商標(冒認対策商標)】マドリッド協定議定書に基づく出願。

※ 冒認対策商標とは、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する海外の第三者による抜け駆け出願」の対策を目的とした外国への商標出願

2 補助対象経費 (詳細は、公募要領「2 補助対象経費」参照)

外国特許庁への出願費用

(特許庁出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)

※ 交付決定日から令和7年1月末日までに外国への直接出願、または指定国への国内移行手続及び支払が完了済みのものに限ります。

※ PCT出願費用、日本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願にかかる手数料や費用は補助対象外です。

3 補助金額 (詳細は、公募要領「3 補助率及び補助限度額」参照)

原則 1 企業 1 出願、補助対象経費の1/2以内

<案件ごとの補助金上限額>

● 特許出願:150万円

● 実用新案・意匠・商標登録出願:60万円

● 冒認対策商標出願:30万円

※ 補助金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額から減額して交付決定することがあります。

◇ 採択数

2件程度

※ 当センターに設置する審査委員会で選考の上、8月上旬頃に決定する予定です。

※ 申請者によるプレゼンテーション審査を行います(7月中旬～7月下旬)。
審査委員会には必ずご出席をお願いいたします。

※応募方法は裏面をご覧ください。

(裏面に続く)

応募方法

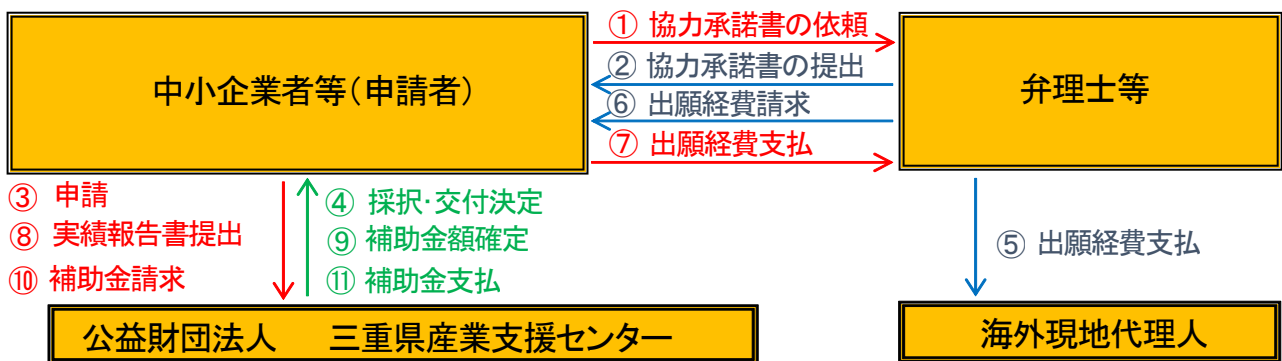
「電子申請システム“jGrants(J グランツ)”と郵送(*)の併用」
又は「郵送(*)のみ」
の2つの方法のいずれかで申請を行ってください。*持参不可
※詳細は、【公募要領】の「申請方法(9 ページ)」をご覧ください。

◆提出書類(1)~(11)の正本1部・副本5部)

- (1) 補助金交付申請書、協力承諾書、役員名簿(様式あり)
 - (2) 登記簿謄本(個人事業主の場合は住民票)の写し
 - (3) 会社の事業概要(パンフレット可)
 - (4) 役員等名簿(様式あり)
 - (5) 直近2期分の決算書(貸借対照表・損益計算書)の写し
※個人事業主の場合は、確定申告書の写し
 - (6) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類
 - (7) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
 - (8) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金、借入金等)
 - (9) 先行技術調査等の結果
 - (10) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
 - (11) 追加書類:審査において加点措置を設けています。詳細は公募要領 11ページを確認のうえ、加点付与を希望される場合は必要書類を添付してください。
- ※ 提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしません。
※ 様式と詳細な募集要項は、URL(<https://www.miesc.or.jp/support/contents/971>)からダウンロードしてください。
※ 提出書類は、A4版で『片面印刷』クリップでとめてください。ホッチキス等で綴じないでください。



【補助金の流れ】(詳細は、公募要領「5 事業期間及び事業の流れ」・別紙1「本事業の標準フロー」参照)



【注意事項】

- ① 国内弁理士等の協力を得られる(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できる)こと。実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合は、補助金の支払ができません。
- ② 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと。
- ③ その他、申請に当たり別途定める「公募要領」等を熟読してください。

お申し込み・
お問い合わせ

公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課 海外出願支援補助金 係

- 〒514-0004 津市栄町 1-891 (三重県合同ビル 5F)
- TEL : 059-253-4355 ※平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
- FAX : 059-228-3800